

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月2日(月)午後3時00分から午後4時10分
2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール
3. 出席委員 (46名)

会長 6番 小林 輝彦  
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

## 最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	7番	谷口 貴
8番	永井 一洋	9番	樋口 秀雄
10番	兵頭 高広	11番	兵頭 三千雄
12番	平山 源一郎	13番	廣見 正信
14番	藤井 万一郎	15番	細川 一男
16番	堀田 善春	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重子
20番	安岡 賢司	21番	山口 兼史
22番	山本 一也	23番	吉見 一弥

4. 欠席委員 (1名)

## 最適化推進委員

6番 瀧水 朝男

5. 議事日程  
議事録署名委員の指名

5番 河野 行雄                      7番 清家 茂

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について
報告第5号	農地転用確認交付申請書について
報告第6号	農地原形変更届出書について
報告第7号	農地法第5条許可（令和元年10月定例総会分）について
報告第8号	農地の転用事実に関する照会に対する回答について (令和元年10月16日～令和元年11月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	宇和島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

#### 7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗
------	-------

#### 8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和元年12月総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## 《 会 長 》

改めまして、こんにちは。3時というちょっと中途半端な時間に今回、総会を開会させていただきますまして、大変柑橘農家の人達に取りましては、収穫、選別、出荷等大変忙しい時間にご出席賜りまして大変ありがとうございます。

先程、エレベーターの中でも話したのですが、昨今季節感が全くなくなっているのじゃないかなとつくづく感じております。紅葉がなく葉っぱも振るう、この前は台風の心配をしなくてはならない気象状況の中で、第一次産業としてこれから何をしていくべきか、改めて自然と大地を有意義に使っていくのではないかなと、若干これからの第一次産業におきまして別な視点で考えさせられるような場面が増えてくるのではないかなと考えております。それでも1年、皆様のご協力を賜りましてやってこれました。この前も言いましたように、来年の10月に農業委員の任期が終わります。各地区それぞれ年が明けてから、事務局を通じましてそれまでにかかる予定等を詰めさせていただきたいと思っておりますので、また何かとご迷惑をかけるとは思いますがよろしく願います。

先月28日、29日と全国会長会の集會に東京に行ってきました、今日は農林課長も来られているのですが、中山間対策を始めといたしまして5年の区切りが色々な事業で詰まって来ております。国の方の動きとしましても、5年間の反省を踏まえまして新しい施策、それから行動が行われてくるのではないかなと考えられます。基本的には各中山間地、並びに地方の疲弊がかなり速いスピードで進んでいるというのが一番心配されている様でございます。この流れの中で、人・農地プラン、この前から私の方からも言っておりますが、実質化に向けてしっかりとやっていってもらわなければならない、上からの指導としては、県、市がかなり強い調子で言うてくるのではないかなと思っております。国としましても各地方が、現実的にどういう問題を抱え、どのような対策を立てて欲しい、そういうものを現実化して欲しいと、かなり強い要望がございます。そういう流れの中で各地区大変だとは思いますが、この流れに遅れる訳にはいけませんので、少しずつ情報を共有しながら一歩ずつ色々な施策に対してクリアして行かなければならないと思っております。そこら辺は事務局の方も十分に情報を取り寄せ、農林課とも話し合いながら一段とスムーズな地元で理解ができるような形で下ろさせていけたらと考えております。たびたび総会等の中でも皆さんにご提示をしていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

本日も3条、5条、また農振等の案件があります。最後までご協力をお願いして挨拶に替えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願いします。

## 《今西次長》

はい。本日は灌水推進委員が所用のため欠席です。

## 《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に河野行雄委員、清家茂委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。  
どなたかご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。  
よろしくをお願いします。

《山口義幸委員》

失礼いたします。63番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん△△△△さんは親子関係であります。息子さんの□□□□さんは意欲的に農業をしております。所有権移転で何ら問題ありません。

《河野委員》

64番、65番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。続きまして□□□□さんと◇◇◇◇さんも親子であります。〇〇〇〇さんも△△△△さんも熱心に農業をされており、親から所有権移転で問題ないと思えます。

《兵頭三千雄委員》

66番について説明いたします。〇〇〇〇君の土地を△△△△さんが譲り受けて耕作をするという申請です。□□□□さんは経営拡大で土地の所有権移転を希望し、◇

◇◇◇さんは土居さんの希望に応じ所有権移転するという事で何ら問題ないと思います。

《平松委員》

67番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で耕作するのが困難であるという事で、その後の担い手も無く譲渡することを選択されました。そして譲渡先なのですが隣接地で耕作をされている△△△△さんにその旨を話すると、そういう事ならという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業をやられている方であり、また譲り受ける条件も満たされていると思いますので何ら問題はないと思います。

《氏原委員》

68番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。農業者年金受給による使用貸借権設定です。□□□□さんは熱心な農家でありまして何ら問題はないと思います。

《森岡委員》

69番、70番について説明いたします。〇〇〇〇さんは◇◇◇で耕作が不便で相手を探していた所、△△△△さんと話がまとまり所有権移転となりました。

70番の□□□□さんも◇◇◇で耕作ができないため兵頭さんと話がまとまり使用貸借権設定となりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。  
よろしく申し上げます。

《赤松宣生委員》

25番について説明いたします。〇〇〇〇さんは、昨年の豪雨によって自宅は浸水し被害が出ました。それで家を建て替えようとしたのですが、そこが急傾斜地指定をされていて家を建てる事ができなくなりました。ここの土地は△△△△さん、お父さんでして、お父さんの土地を借りて新しく住宅と倉庫を建てる事になりました。

この周りには住宅、倉庫が建っており別に問題ないと思います。27日に現地調査を行っております。

《氏原委員》

26番についてご説明します。11月27日に会長、代行、私、事務局、申請者で現地調査を行っております。申請者は〇〇〇〇事業を営んでおります。今回、申請地に露天駐車場、重機置場、資材置場等に利用したく申請しております。スライドを見てもらうと分かるのですが、既に敷き砂利をしており申請者から始末書も提出されております。雨水等の処理もできるようになっており問題ないと思います。

《小林委員》

失礼いたします。27番の案件についてご説明いたしたいと思います。この案件は〇〇〇〇の一体利用地であります。宅地部分の裏側に△△△△さんの農地があります。ただ昔から倉庫の様な物が建っていたという事で、地目は農地なのですが現状は駐車場になっております。□□□□の方から始末書も出ているのですが、◇◇◇◇さんが大阪に出られてから管理ができないという事で、裏の倉庫兼農地の方も売買で処分出来ないかという事で、今回、話しがまとまったようでございます。県外に出ているので隣近所が草茫々になって迷惑するのは大変だという事で、〇〇〇〇の方で土地を取得するという事で考えられたそうです。別段、周りは住宅地に囲まれておまして農作業等には関係がなく別段、問題ないと考えております。以上です。

《竹葉委員》

失礼します。それでは28番についてご説明申し上げます。先日、27日に会長はじめ事務局の皆さんと現地を確認してまいりました。〇〇〇〇さんはこの写真には写っていないのですが、道を挟んだ正面の隣でスポーツジムを経営しておられます。そこにトレーニングに来るお客さんが増えて駐車場が足りなくなったという事です。また既存の駐車場の所にダンスをする建物を建てたいという事もあり駐車場が足りなくなるという事で、お父さんの△△△△さんが所有している道を挟んだ前の畑を今回、駐車場にしたいという申請であります。写真でも分かるとおりに西側と北側は民家に囲まれており境界は擁壁でしっかりされております。そして南側に農地がございますが、

ここは赤道が中に入っておりまして境界の方ははっきりされているとの事でございます。後は、建設中に土砂等の流出が無いように、それから排水の方は道側の方に排水がしっかり流れるように十分注意して工事の方は進めてくれとお願いはしておきました。

何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続きまして、議案第3号「宇和島農業振興地域整備計画の変更について」、を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

失礼します。番号1番についてご説明いたします。只今送迎及び業者が荷降ろしをする場所というのが道路に車を停めて行っております。道路の幅員が2m30cm程しかなくて軽四でも離合が難しい、できない、というそういう所です。近所の人達からどうかしてもらわないといけない。と意見が出ておりました。行政区からも何とか改善はできないかと申し出が出ておりました。それでこの度、作業所を新しくやりかえるという事で、作業所から見て西側になる農地を農振から除外してもらえないかという事です。

周りに及ぶ影響という事も別にございませんし、別段問題は無いと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

ここで農業委員会法に関する法律第31条に基づきまして、安岡委員の退席をお願いいたします。

..... 安岡委員退席 .....

採決をいたします。議案第3号「宇和島農業振興地域整備計画の変更について」承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。  
よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。  
安岡委員さんの入室を求めます。

..... 安岡委員着席 .....

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

よろしくお願いします。

《細川委員》

152番について説明いたします。〇〇〇〇さんが△△△△さんに続けて作ってもらえないかという事で話しをしたところ、続けて耕作しようかという事で話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《岡田委員》

153番について説明いたします。更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは当委員会の推進委員でもあり真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事で問題ないと思います。



《谷口委員》

失礼いたします。154番、155番についてご説明いたします。

154番、〇〇〇〇さんは高齢で農作業ができないという事で、△△△△さんに相談したところ、作るという話になって使用貸借権設定になりました。

155番、□□□□さんは大阪に居られるため◇◇◇◇さんと賃貸借権設定をするようになりました。〇〇〇〇さんは野菜の苗が主力となりますが野菜も作っているので何ら問題ないと思います。

《藤岡委員》

失礼します。156番、157番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは元気で農業をされておられます。156番につきましては△△△△さんとの更新でありますので問題ないと思います。

157番、土地の所在地は寄松で少し畑地からは離れてはおりますが、□□□□さんと◇◇◇◇さんとの間では話がまとまっておりますので問題ないと思います。

《清家茂委員》

158番、159番、160番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さん、△△△△さんと□□□□さん、◇◇◇◇さんの間で5年間の更新の手続きをされるそうです。今まで何ら問題ないので問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

161番、162番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で、△△△△さんは住所が松山という事で耕作ができないという事で、近くで耕作をされている□□□□さんと話がまとまりました。先月の総会で私が説明した8件の隣同士で、まとめて桃を作る計画だと聞いております。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

163番、164番について説明いたします。いずれも更新でございます。〇〇〇〇さん、△△△△さんは熱心に農業をやっておられます。問題ありません。

《山口兼史委員》

165番、166番、167番について説明いたします。〇〇〇〇さんは3人とも以前は違う人に耕作をしてもらっていましたが、その方が耕作できなくなったという事で、△△△△さんが引き受けるという事で、新規ですが□□□□さんがしっかりやっていくという事なので問題ないと思います。

《平松委員》

168番についてご説明します。〇〇〇〇さんは人手不足という事で、作ってもらう人を探していましたが、隣接して耕作をされておられる△△△△さんにどうかという事でお話しをされ、引き受けるという事です。□□□□さんは真面目に農業をやっ

ておられますので問題ないと思います。

《西田委員》

169番、170番について説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さん共に体調を崩されて耕作不能なので、近くの□□□□さんに耕作してもらうようになりました。更新なので何ら問題ないと思います。

《安岡委員》

171番、172番、173番についてご説明いたします。

171番、〇〇〇〇さんの所の耕作を以前やってもらっていた人が体調を壊されまして、どうしても作ってもらう人がいなくて探しておりました。△△△△さんがこの地域のリーダーでございますが、自分が引き受けてやるという事で、今回、新規ですが賃貸借権設定をされました。

172番につきましては更新でございますので、引き続き〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんが作るという事で話がまとまりました。

173番につきましては、〇〇〇〇さんの農地を以前耕作していた方が体調を壊されまして、誰かいないか探しておりました所、委員の△△△△さんが引き受けてやるという事で、□□□□さんも地域で真面目に農業をされており、新規ではありますが問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。174番から179番についてご説明いたします。

174番、〇〇〇〇さんは高齢ではございますが、一生懸命農業に取り組んでおられます。更新で何ら問題ないと思います。

175番、176番の〇〇〇〇さんも高齢ではございますが一生懸命耕作をされておられます。問題ないと思います。

177番、178番、179番の〇〇〇〇さんは体を壊された時期もあったのですが、今はかなり頑張ってやっておられます。問題ないと思います。

《福岡委員》

失礼します。180番、181番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さんは親戚関係でもありますし、更新でありますので何ら問題ないと思います。

《河野委員》

182番、183番、184番の説明をいたします。

西日本豪雨後、園地復興に向け玉津地区では大規模再編整備、白浦、法花津原形復旧と様々な取組を行なおうとしています。その中で、国のモデル事業として根域制限栽培の実証園として取り組みたいと考えております。これは水田転換跡地において、

従来、温州みかんに適さない園地、地が深いため糖度が上がらない土地ですが、通常は中晩柑の定植栽培をしていたが、従来の土を掘り起こし暗渠排水を行い、被災後発生した土を入れ土壌内にシートを敷き、直根の発生を抑制、細根を多くし糖度を上げていく栽培です。また、まる取り栽培、完全マルチ、液肥散布等により樹勢を維持していき平地で栽培するもので、気象災害も受けぬく、トラックで園地内に入るため省力栽培を実現できるという事です。今回、根域制限栽培実証園地として3名の方の農地を借りて〇〇〇〇が事業実施主体となり、管理を△△△△18名の後継者、プラス1名の雇用者が引き受けるものとし、データ管理、個人の未収期間の費用負担を考えて今回、□□□□氏、◇◇◇◇氏、〇〇〇〇氏の農地を△△△△が借り受け管理を行なう。また実証園地であるため、他の地区においても平地でも美味しいミカン作り、省力栽培の水田転換利用などを積極的に挑んでいきたいと考えております。

《山本義広委員》

22番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんの実家の父が急死したという事で、その隣の△△△△さんがその土地を購入したいという事です。□□□□さんは熱心に耕作をされておられます。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《藤岡委員》

失礼します。182番、183番、184番の根域制限栽培の件なのですが、契約期間が約8年間となっておりますが、苗木から植えて8年経つと1番ミカンの木がいい時期になります。その後はどういう計画になるのですか。

《河野委員》

はい。その後の計画については私の方はまだ聞いていないのですが、おそらく地主の方にお返しになるのか、データだけをまず8年かけて収集をし、これを元にして記録を進めるという事で、後の園地については地主に返還になるのではないかと思います。

なお、1名の方は高齢であり、その息子さんも体を壊されておりますので、他の方が当たる可能性もあります。

《藤岡委員》

はい。ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして谷口委員、竹葉委員、松本委員、兵頭三千雄委員、赤松聡委員の退席を求めます。

・・谷口委員、竹葉委員、松本委員、兵頭三千雄委員、赤松聡委員退席・・

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

退席委員の入席を求めます。

・・谷口委員、竹葉委員、松本委員、兵頭三千雄委員、赤松聡委員着席・・

続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）につきましては、配分計画を作成する事に問題はない。と事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。担当委員に意見を求めます。  
よろしくをお願いします。

《河野委員》

3番について説明いたします。先程も言われましたが11月総会時に、〇〇〇〇へ△△△△地区の農振農用地0.88haを貸し出しました。今回、借受希望者、貸出希望農用地のマッチングを行い、地元の法人である株式会社□□□□を借受者として貸借する事が決定しました。

◇◇◇◇は、後継者のいない園地、作り手がいない園地を管理し維持を図っております。その他、〇〇〇〇地区の樹園地も△△△△が窓口となり□□□□生産者にあっせんを行ない、◇◇◇◇の園地も借り受け、今後、県内外から農業を目指す若い方々で〇〇〇〇に定住したい希望があれば農地等のあっせんも行なっていきます。△△△

△は利益目的ではなく、今後の産地復興がスムーズにできるように、また、今後起こりうる問題に対してどう取り組んでいくか産地維持を図れるのか、18名の後継者プラス1名の職員の構成により組織化し、現在活動に取り組んでおります。以上でございます。

《井上委員》

失礼いたします。4番についてご説明申し上げます。先程も事務局からも説明がありました。先月の議案に引き続きとなっております。〇〇〇〇さんは柚子を植えられています。私の農地のすぐ近くなので、植えている現場も見られるのですが、田んぼに柚子を植えられており温かく見守って行きたいと思っております。意見聴取ですので何かありましたらよろしく申し上げます。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして赤松聡委員の退席を求めます。

..... 赤松聡退席 .....

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。  
赤松聡委員の入室を求めます。

..... 赤松聡着席 .....

以上で令和元年12月定例総会の議案を終了させていただきます。